

令和4年8月30日

(一社) 埼玉県建築士事務所協会
会員の皆様へ

顧問弁護士による無料法律相談制度について

近年、建築主の権利意識の高まりや、設計・工事監理業務の複雑化等により、建築主と建築士事務所との間で、損害賠償請求などの法律問題に至るケースが増えているようです。

当協会では、下記のとおり会員の皆様限定で当協会顧問弁護士に無料で法律相談ができる制度を設けています。法律問題でお困り、お悩みの際は、ぜひご活用ください。

記

1 顧問弁護士

町田知啓法律事務所 弁護士 町田知啓 (まちだともあき)

所在：さいたま市浦和区高砂 3-17-21 高砂武蔵ビル 502 号 ※案内図参照

TEL：048(866)4931 FAX：048(866)4963

2 内容

- ・相談時間は、1時間までとします。
- ・相談場所は、顧問弁護士の事務所となります。契約書、図面等、相談に必要な書類をお持ちください。
- ・相談内容は、契約上の責任の範囲や、設計料の支払い、損害賠償請求訴訟への対応など、法律的な問題に限ります。
- ・相談案件が訴訟等に発展し、相談者が希望される場合は、当顧問弁護士が訴訟等の代理人を引き受けます。その場合の弁護士報酬については、通常（旧日本弁護士連合会報酬基準）の3割引（基準内の最大割引）となります。

3 申込方法

- ・相談を希望される場合は、「弁護士相談申込書」（別紙）により、協会事務局にお申込みください。（eメールまたはFAX）
- ・相談実施の日時は、事務局で弁護士と調整の上、ご連絡します。

4 その他

- ・専用の駐車場はありませんので、さいたま地方裁判所前の県庁駐車場か、弁護士事務所所在ビル付近のコインパーキングをご利用ください。（ともに有料）
- ・顧問弁護士は、裁判所への出廷などで時間がタイトですので、相談は時間厳守でお願いします。

埼玉県建築士事務所協会事務局

TEL 048-864-9313

FAX 048-864-9381

E-mail info@saijikyو.or.jp